

## 廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務委託コンペ実施要領

### 1 委託する事業名

廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務

### 2 目的

廃炉に向けた取組及び県の監視体制等に関する広報紙を制作し、県民へ配布することにより理解の促進を図る。

### 3 事業内容

別紙1 委託契約書（案）及び別紙2 廃炉に向けた取組状況に係る広報紙制作業務委託仕様書（案）（以下、仕様書という）のとおり

### 4 委託業務期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

### 5 委託金額の上限

8,263,200円（消費税及び地方消費税額の額を含む。）

### 6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしているもの若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く）。  
または、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の決定を受けた者（同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く）。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、また暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係していないこと。
- (4) 募集開始から企画提案書等提出期限の日までに福島県から入札参加資格制限または指名停止を受けていないこと。
- (5) 本事業に類似する業務を実施した実績があり、確実に履行できること。

### 7 質問等の受付

質問については、「質問書」（様式第1号）により受け付ける。

- (1) 受付期間  
令和3年4月2日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法

「質問書」(様式第1号)を持参、ファクシミリまたは電子メールにより提出すること。ファクシミリまたは電子メールでの提出の場合は、電話にて着信確認をすること。

また、電子メールの件名は「広報紙制作業務委託：質問書」とすること。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県原子力安全対策課のホームページに令和3年4月9日(金)に公表する。

なお、個別の回答は行わない。

## 8 参加表明書の提出

コンペに参加する意思のある者は、「参加表明書」(様式第2号)を以下により提出すること。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期間

令和3年4月14日(水) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出すること。

なお、ファクシミリまたは電子メールでの提出の場合は、電話にて着信確認をすること。

また、電子メールの場合は、後日原本を提出することし、電子メールの件名は「広報紙制作業務委託：参加表明書」とすること。

## 9 企画提案書等の提出

コンペに参加する意思のある者は、上記8により「参加表明書」を提出の上、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期間

令和3年4月27日(火) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

(3) 企画提案書等

(ア) 企画提案書(様式任意)

企画提案書では、別紙2仕様書(案)の委託内容に記載されている業務を円滑且つ着実に遂行できる提案を行うこと。

また、企画提案書には以下の内容を含むこと。

- 業務実施体制
- 業務実施スケジュール
- 業務実績(直近2年間に本業務に類似する業務を実施した実績がわかるもので、実施年月日、業務内容、委託団体を明記する

こと。)

(イ) 別紙3廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務委託コンペの提案課題に対する企画案(様式任意)

(ウ) 見積書(様式任意)

・消費税は、10%として積算してください。

(エ) 法人等の概要(様式第3号)

(オ) 役員一覧(様式第4号)

(カ) 暴力団等の反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書(様式第5号)

(4) 提出部数

上記(3)(ア)、(イ)、(エ)、(オ)を7部とする。

なお、(3)(ウ)及び(カ)については、原本1部とその写しを6部提出すること。

## 10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

(ア) 提出期限を過ぎて参加表明書が提出された場合

(イ) 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

(ウ) 提出書類に不備があった場合

(エ) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

(オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(カ) 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

(キ) 本実施要領に違反すると認められる場合

(ク) その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

企画提案者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 費用負担

コンペに要する経費等は、企画提案者の負担とする。

(5) その他

(ア) 提出書類は、日本工業規格A4版とする。

(イ) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

- (ウ) 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- (エ) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (オ) 提出された企画提案等は、提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。
- (カ) 提出された企画提案書等は、企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象としない。

## 11 コンペの審査に関する事項

### (1) 審査方法

コンペによる各社からの提案を受け、本県は、審査員による書類審査を以って、その内容を総合的に審査の上、最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として選定する。

### (2) 審査項目及び審査基準

審査項目及び審査基準については、下表のとおりとする。

なお、総得点の6割である60点を最低基準点として定め、最低基準点に満たない者については、業務委託予定者としない。

| 審査項目          | 審査基準           |   | 配点 |
|---------------|----------------|---|----|
| 業務運営・<br>実施体制 | 実施方針           | 本事業の目的や内容を理解し、提案を行っているか。  | 15 |
|               | 実施体制           | 提案内容を確実に遂行できる実施体制か。提案内容を円滑に実施できるスケジュールを持ち、それを管理できる体制を持ち合わせているか。 | 15 |
|               | 実績             | 類似の実績や経験が十分であるか。  | 10 |
|               | コスト            | 業務に係る経費は適正か。  | 10 |
| 企画課題          | レイアウト・<br>デザイン | 読みやすく印象に残るものか。わかりやすいか。  | 25 |
|               | ビジュアル性         | 手にとって読んでみたいという気持ちを引き起こすか。                                       | 25 |

総得点 100 点

### (3) 通知等

審査の結果は、企画提案者全員に通知するとともに、選定された業務委託予定者名を原子力安全対策課のホームページで公表します。

### (4) 契約の締結等

(ア) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、変更を求める場合もある。

(イ) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。

(ウ) その他

業務委託予定者と本県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった企画提案者と協議する。

## 12 スケジュール

| 事項                 | 日時                 |
|--------------------|--------------------|
| コンパ実施要領の公表（ホ-ムページ） | 令和3年3月26日（金）       |
| 質問書の提出期限           | 令和3年4月 2日（金） 17時まで |
| 質問書の回答（ホ-ムページ）     | 令和3年4月 9日（金）       |
| 参加表明書の提出期限         | 令和3年4月14日（水） 17時まで |
| 企画提案書等の提出期限        | 令和3年4月27日（火） 17時まで |
| 結果通知（ホ-ムページ）       | 令和3年4月30日（金）       |

\*その後、速やかに協議及び本見積徴収の上、契約締結を行う。

## 13 その他

本事業の成果品の著作権は福島県に帰属する。ただし、成果品の部分を構成する著作物（イラスト等）については協議によるものとする。

## 14 問合せ先及び各種書類の提出先

福島県危機管理部原子力安全対策課（担当：和合）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話：024-521-8054 FAX：024-521-8368

電子メール：genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp